

## 【旅行相談契約取引条件書】

### 1.旅行相談契約

当社は、お客様の依頼により、次の旅行業務の相談を引き受けます。その場合は、旅行相談料金を申し受けます。旅行相談料金は、弊社が定めるところによる旅行業務取扱料金表に基づきます。

### 2.契約の成立

- 1.お客様は、申込書に必要事項を記入して、当社に提出していただきます。
- 2.旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立します。
- 3.当社は、申込書の提出を受けることなく、電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段による旅行相談契約の申込みを受付けます。この場合の契約は、当社が承諾した時に成立します。

### 3.契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

- 1.当社の業務上の都合のあるとき
- 2.お客様の相談内容が公序良俗に反するとき
- 3.お客様の相談内容が旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき

### 4.当社の責任

当社は、旅行相談契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

### 5.約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は、当社の旅行業約款(旅行相談契約の部)に定めるところによります。

※この旅行条件書は2019年1月1日を基準としております。

株式会社キャビック

キャビックトラベル

〒615-0907 京都市右京区梅津段町8

営業時間 10:00 ~ 17:00

定休日 土・日定休

TEL:075-881-7711 / FAX:075-864-2124

京都府知事登録旅行業第2-634号

(一社)全国旅行業協会正会員